

令和5年度静岡市介護保険施設等指導方針

この方針は、静岡市が、介護保険サービス事業者・施設に対して、対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関する指導について、重点的に指導する事項を定めることにより、対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

1 基本的な考え方

静岡市は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を図ることを念頭において、介護保険サービス事業者・施設(以下「事業者」という。)に対する支援を行うものとし、指導は、介護保険法に基づく関係法令等(以下「基準等」という。)を事業者に遵守させるとともに、基準等に基づく介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼として行うものとする。

また、苦情等通報が多い事業所に対して、重点的に運営指導等を行うものとする。

2 指導の重点事項

(1) 運営関係

① 新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられることとなりますが、感染の収束にはまだ時間がかかると想定されることから、感染防止対策の取組の徹底と、感染が疑われる者等が発生した場合の適時適切な対応が図られるよう、以下の事項について指導する。

- ア 感染症対策マニュアル等に基づき、事業所内で適切な対策が取られているか
- イ マスクや消毒薬その他必要な衛生用品の備蓄に努めているか
- ウ 感染が疑われる者等が発生した場合に、保健所等への連絡（集団感染が発生した場合）、消毒等の実施、勤務体制の見直しなどができる体制となっているか
- エ 感染症対策委員会の開催、マニュアルの整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が基準に従って行われているか
- オ 利用者及び職員のワクチン接種を積極的に進めているか

② 人員基準の徹底

介護サービスの質を確保する観点から、基準等で定められている従業員数の確保と、適切な従業者によるサービスの提供が行われるよう、以下の事項について指導を徹底する。また、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」をしている場合、その通知の範囲内で対応しているか確認をする。

- ア 従業員（兼務している場合は、それぞれの勤務状況）の勤務状況を示す書類

の整備

イ 利用者に対し適切なサービスを提供するための必要な職員の配置（過剰な兼務による職務上の役割が果たされていないことはないか）

ウ 従業者に必要な資格要件及び研修の修了要件

エ 介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること

③ 一連のケアマネジメントプロセスの理解の促進

利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、適切なケアが総合的かつ効率的に提供されるよう、以下のプロセスの実施について指導を徹底する。

ア 要介護者の状況を把握し、生活上の課題の分析(アセスメント)

イ 総合的な援助方針、目標を設定するとともに、アに応じた介護サービス等の組み合わせ(プランニング)

ウ ア及びイについて、サービス担当者会議等により支援にかかわる専門職間で検討・調整し、認識を共有した上で効果的・効率的な居宅・施設サービス計画(ケアプラン)の策定(多職種協働)

エ 各サービスの提供状況及び要介護者の状況変化等の把握(モニタリング)、各サービスの内容等の再評価・改善

④ 計画に基づくサービスの実施

事業者においては、介護サービスの提供にあたり、各サービス計画に沿った個別の援助計画の作成、利用者への説明、同意取得、計画の交付、サービス提供の記録、評価、必要に応じた計画の変更等、指定基準に示されたプロセスが着実に実行されるよう指導する。

⑤ 非常災害対策の徹底

高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、以下の事項を重点的に指導する。

ア 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的な計画(マニュアル)の作成

イ 非常災害に対する具体的な計画の定期的な従業者への周知

ウ 具体的な計画に基づく定期的な避難、救出訓練の実施及び当該計画の見直し
また、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく本市地域災害対策に定める、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の事業所における避難確保計画の作成状況および避難訓練実施状況についても周知、確認していく。

⑥ 業務継続に向けた取組の強化

新たな感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定

訓練が適切に行われるよう指導する。

⑦ 身体拘束等の適正化の視点に基づく運営上の指導

利用者及び入居者等の安全確保の観点から、やむをえず身体拘束を行う場合における要件・手続きの慎重な取り扱いはもとより、身体拘束を実施しない場合においても、適切な手続きを踏むことが必要であることから、身体拘束に関する次の事項について確認、指導する。

- ア 例外3原則(切迫性、非代替性、一時性)の要件の適合状況の確認
- イ 身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録の有無
- ウ 利用者・家族への説明と同意の有無
- エ 身体拘束の適切な解除予定時期及び解除に向けた検討状況の確認
- オ 「身体拘束廃止委員会」等の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認
- カ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備の確認
- キ 介護職員その他の従業者に対しての、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施状況の確認

⑧ 高齢者虐待防止のための指導の強化

高齢者虐待は、「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものであることから、高齢者虐待との関連が疑われる場合等において、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合など、あらかじめ通知したのでは把握できない時には、事前に通告を行うことなく運営指導を実施するなど、実態把握、再発防止を図る。また、以下の事項について指導を徹底する。

- ア 虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているか
- イ 高齢者虐待事案、事故等が発生した場合には、当該事業所から虐待等の速やかな報告の徹底

⑨ 「事故防止対策」及び「苦情対応」

事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導する。

市に報告すべき事故を理解していない、市に報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図る。

苦情は、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを積極的に行うよう指導する。

⑩ ハラスメント対策の強化

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防

止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導する。

⑪ 「特別養護老人ホームにおける入所手続き」の適正な運用

平成 27 年 4 月 1 日以降、特別養護老人ホームへの入所は原則要介護 3 以上の方に限定され、要介護 1 又は 2 の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、特例的に施設への入所が認められることとなったため、特例入所を含む入所手続きが適正に行われるよう指導する。

また、平成 29 年 7 月 1 日施行の静岡市指定介護老人福祉施設等優先入所指針に沿った入所手続きが適正に行われるよう合わせて指導する。

⑫ 通所事業所における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底

認定こども園における置き去り事案を受け、介護事業所においても送迎時の利用者の安全管理の徹底を図るよう指導する。

(2) 報酬関係

① 不適正な請求の防止

加算等の算定要件に基づく運営及び報酬請求の適切な実施について確認し、不適正な請求を防止するように指導する。

② 説明責任の理解の促進

加算等の請求にあたっては、報酬基準上の要件を満たしていることが必要であり、報酬基準上の要件を満たしているか否かは事業者の説明責任があることについて理解の促進に努める。

③ 記録等の整備

加算等の算定については、報酬基準上必要な記録・書類が整備されているか、適切に実施するように指導する。

④ 介護職員処遇改善加算の介護従事者への支給の確認

介護職員の安定的確保及び質の向上の観点から導入された本加算については、当該加算を算定している事業所において、個々の職員への確認を行うなど、処遇改善計画書に基づく賃金改善が適切に実施されているかを確認する。

また、令和元年度に創設された「介護職員等特定処遇改善加算」や令和 4 年 10 月創設の「介護職員等ベースアップ加算」についても同様に確認する。

3 その他

(1) 同報メール配信システムへの登録

制度の改正等重要な情報を早期にまた確実に事業者伝えるため、メール配信システムへの登録の促進を図る。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号事業）に対する指導

指定事業者により提供される第 1 号事業について、居宅サービス等の運営指導に併せて、指定基準に関する事項の周知徹底のほか、第 1 号事業支給費請求にかかる適正な請求事務に関する指導等を行っていく。

(3) 高齢者向け集合住宅を中心にサービスを提供する事業所に対する指導

近年、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居宅サービスが併設された形態の事業者の新規参入が多く見られることから、制度の理解不足等による不適切な運営を招くことのないよう指導を行っていく。

(4) 業務管理体制届出の促進

介護サービス事業者は、要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、要介護（要支援）者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければならない。そのため、市に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかかわらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導する。

(5) 介護サービス情報の報告等

介護サービス事業者には、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報の報告が義務づけられており、報告に基づきその情報を公表している。そのため、当該制度の周知を図るとともに、情報の報告を行っていない事業者に対して、報告するよう指導する。

(6) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際しての事業者からの利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導する。